

第2回市川市史編さん委員会会議録

議長 　ただ今から第2回市川市史編さん委員会を開会する。早速、会議次第の一番目に書かれている議題、市史の執筆要項（案）だが、始めに事務局より説明がある。

加藤所長 　それでは、議題について説明する。
5月に開催された第1回市史編さん委員会において、条例の第2条に規定される「市史の編さん過程における把握された課題」として、執筆要項の必要性が提示されたところである。

（これを受け）事務局で執筆要項（案）を作成したので、ご意見をいただき、本日の編さん委員会において、最終的な執筆要項に関する意見をいただければ幸いだ。著作権の部分については、（既刊の）市川市史の著作権は、市川市が無形財産として著作権を有しているため、今回も同様に市川市が著作権を有することを前提に、それを可能にするための規定をしている。このことも含め、ご意見をいただきたい。

本日資料1としてお配りした執筆要項（案）だが、全ての巻で共通して掲げる事項にはどんなものがあるか、その内容をおおまかに説明する。

この要項は、全巻共通の部分、最低限の事項のみを記載したものである。文章表記や執筆の際の留意点など、細かい規定が必要になると思われるため、それぞれの巻を執筆するに当っては、当該分野に沿った内容で執筆細則を別に定める必要があると思っている。

本要項の大きな特色としては、著作権についての規定を盛り込んでいる点である。これまで事務局の調べた限りにおいては、他の自治体史の執筆要項の例を見ても、著作権について改めて規定を設けているところは見うけられないが、近年の著作権をめぐる状況を鑑みると、こうした点についてあらかじめ執筆者との間で取り決めをしておく、何らかの対策をとっておく必要がある。

市川市としては、市が発行する市川市史を市の財産として所有したいと思っている。そのため、本来ならば執筆者に帰属する著作権を市に譲渡していただくことが、場合によって必要になってくると考えている。

著作権を譲渡していただくことで、市に帰属する主な権利は、出来上がった市川市史を複製する権利、あらゆる媒体を通じて公衆に送信する権利、あらゆる方法・手段により公衆に頒布する権利、市川市史をもとに二次的な著作物を作成する権利、作成した二次的著作物を第三者が利用することを管理する権利、である。また、市川市史が出来上がった後、これを活用してさまざまな事業を市が展開する事を想定し、執筆者固有の権利である著作者人格権についても制限をさせていただく必要があると考える。具体的には、市川市史に執筆した内容を公表する権利、公表にあたって氏名を表示するかしないかを定める権利、

市川市史に執筆した内容を無断で改変されない権利について、要項に規定した内容の制限を受けるものである。8の(1)前半部分、(2)(3)で規定しているものは、本来であれば、執筆者のみが行使できる権利を市川市も行使できるようにするというもの、それから(1)の後半部分と(4)の規定は、執筆者の有する権利のうち、行使できなくなる権利を記載している。

なお、実際に執筆者の方から著作権を譲渡していただくにあたっては、原稿提出時などに、著作権譲渡等について書面により承諾を得ておく必要があると考えている。

この他、特に専門部会で出されたご意見としては、(3)の既存の出版・公表物等からの転載に関し、著作権料が発生する資料を使用する場合の規定はどうするか、写真や図版の点数に上限を設ける必要があるのではないか、といったものがあつた。これらについては、予算との兼ね合いも有り、どこまで執筆要項に盛り込むか非常に悩ましく、現在の要項(案)には明記していない。他の自治体史等に携わられている先生方から、本日ご助言等をいただければと考えている。以上で執筆要項(案)についての説明を終わる。

議長 それでは、著作権の問題を中心に進めていくが、執筆要項(案)全体について議論していきたいと思う。

細かい話で恐縮だが、文章表記の(3)と(4)。(3)の例で「2012(平成24)年」と書いてあり、(4)の例に、「1900(明治32年)」になっているが、これは(3)の方(の表記が正しい)でよろしいか。

それでは、7番校正の項までについてご意見はどうか。

百原委員 3の(1)だが、転載などの申請を誰がやるかということで、版元に対しては映像文化センターが申請を行い、執筆者(著作者)については執筆者が許諾を得るというふうに、別々である。これはかなり二度手間、全部一人の人がやらないと混乱が生じ、先方に対して余計な手間をかけてしまう。映像文化センターが両方ともやるべきである。

議長 僕もそう思う。

百原委員 特に、著作権が市に譲渡されるため、市が責任を持ってそのような手続きをやる必要がある。

議長 市川市としてはどうか。(許諾を取ることが困難な)大変な人であれば、あらかじめ(執筆者から)内諾を得ていただくことはあるかも知れないが、最終的にはやはりセンターでやっていただいた方がよい。

百原委員 先方の手間を考えないといけない。

大矢専門員 本日欠席されている久留島委員から、今の件についてご意見をいただいている。著作権をかなり制限されているにも関わらず、執筆者自身がこのように原著者に転載依頼を出さなければならないのはいかがなものか。この辺は、誰がどのように行うかについて、事務局なら事務局ということで明記していただきたい、とのご意見をいただいている。

議 長 今の件はどうか。特に問題はないと思うが。一括して（映像文化センターで）やっていただいた方が（良い）。特に、近世は大変な面が出てくる。

百原委員 やはり転載許可を取ったという（関係書類など）のは、市川市に保管しないとイケない。著者が保管するならまだしも、これは明らかに市川市の仕事としてやるべきである。

議 長 では、今のところはそれでよろしいか。
今のところはどのような書き方を（すれば良いか）。（2）は必要ないか。

百原委員 （1）に「版元及び原著作者の許諾」を得るとすれば良いのではないか。

議 長 （2）を省き、（1）のところに「転載にかかる版元及び原著作者の許諾を得ることとする」と。よろしいか。では、これ以外で何か。

大矢専門員 同じく久留島委員のご意見で、5番の原稿の提出にかかる部分「原則、電子データとする」という文言になっているが、「原則」が付いているので、受け入れられる範囲かと思うが、全て電子データとするのは難しい場合があるため、写真の内容を示すコピー等でも可能となるよう、もう少し表現を弱めてもらいたい、という意見が出ている。

議 長 その後の文章との関係はどうか。「締切日までに、印字した原稿、ファイルデータを記録したメディア、図版のすべてを」となっている。写真や図版は綺麗なものを別途渡さないと、電子媒体化する時にうまくいかない場合が出てくるかと思う。

村田委員 「印字した原稿」とは打ち出したものということか。

議 長 プリントアウトして出したもの。両方出してくれということだろう。それに加えて図版の全てを提出する。これは、とりあえず文字・写真・図版の電子デー

タがほしい。ただし、その原版も出してくれという意味だろう。

百原委員 バージョンが違くと、字が抜けたりすることが多いので両方出すべきだ。MacとWindowsの違いなどもある。(データと原版の)両方出す方が確実だと思う。

議長 両方出した方が編集はしやすい。(執筆要項の意図は)両方出してほしいと理解してよろしいか。久留島委員から他にご意見はあるか。

大矢専門員 6番7番の編集・校正にかかるところについて、要項では、調査編集委員が最終校正や表記の統一を行うことになっているが、この程度の大まかな要項では表記の統一に責任を負うことは難しい。早い段階である程度詳しい表記上のガイドラインを示していただかないと校正の部分は同意しかねる、とのご意見をいただいている。久留島委員からは以上である。

議長 確かに、もう少し数字の表記等を書いておいたほうが良い。これは細則みたいなもので、もう少し(詳しく規定すべきだ)。

大矢専門員 細則は各巻で作ることになっているが、先のこと(今後出る細則の内容)がわからずにここで同意してしまい、後で、とんでもなく厳しい細則ができて、それを自らの責任で決めたことだからやれと言われても自信がない、というご意見かと思う。先ほど委員長もおっしゃっていたように、歴史と自然では細則も全然違うものができるかと思うので、ある程度、歴史は歴史でなじみのある形にはなると思う。

議長 それほど表記上では変わらないだろう。

杉原委員 校正について、「初校は執筆者が行う」と書いてあるが、再校か三校くらいはさせていただきたい。特に市史のようなものは調整が必要だ。もう少し表現を変えていただけるとありがたい。

大矢専門員 (原稿を)出していただいた時期などで、できる方には、(再校、三校)までやっていたが、もしかしたら初校しかできない方もいらっしゃるかもしれない。それを最初から三校と書いてしまうと間に合わない場合もあるため、苦肉の策で「少なくとも初校は」という表現を作ったと記憶している。

杉原委員 少し(話を)前に戻すが、提出の仕方が「原則、電子データとする」とあるが、文字媒体を先に出して、それに付随して電子媒体を出すというのが学会では普通だ。最初から電子媒体ではなく、初めに文字にプリントアウトしたものがあ

り、後から電子媒体が付くというのが普通だと思うが、これは他（の分野）でもそうか。

百原委員 普通、原稿とは何かといった時に、電子媒体というのはコンピュータの中で変化するものであり、やはり「物」そのものを原稿としなければならない。それに加えて、編集の都合上電子媒体を提供する形になるかと思う。

議 長 そこは今変わりつつある。やはり、電子媒体を要求するところも増えてきている。しかし、さっき言われてように、変換ミスその他も出てくる。

百原委員 PDF ファイルだとかなり確実だが、PDF を作るのに執筆者がソフトを買う必要がある。それは良くない。執筆者の負担になる。

議 長 無料ではないのか。

百原委員 加工を防止する機能が付いているものは有料ではないか。本来ならば、改変されないように提出しなければならない。

議 長 その辺は改めて議論の必要がある。

山崎委員 打ち出した原稿を（必ず出してもらい）業者が読める状態にしておきたい。自分で打ち出したものと業者が打ち出すものとは異なる場合がある。校正は最低二校を。初校で直したものをもう一度見せてもらわないと、直っていないケースがある。

議 長 執筆者が何人いるかによって異なる。自然系はかなり執筆者が多いと聞いているが、あまり細かいと編集する人が困るのではないか。ある程度、章とか節はまとめておかないと。
図版指定などはどうしたら良いか。いわゆる本屋の編集者はいないのか。あるいはそれを専門員がやられるか。普通、出版社の場合は編集担当や制作担当の方がいて、割付けをする。

加藤所長 実際に作る段階になれば、そういったこと（編集作業）も含めて（業者に）お願いすることになると思う。

議 長 今は考古学の人はいたい自分でやる。小さい研究会では版下は自分で作り、印刷するだけになっているものが多い。それができないとなると、章くらい（の単位）でまとめていかないと、全部（業者に）字は字で組み立てて、あとで図

版を入れていくとなると大変だ。

杉原委員 業者をお願いするときに、編集を含めてお願いするか、それとも編集はこちらでやるかで費用が異なる。我々研究会などで、自分達で絵や図を入れたりする
とできないことはないが、プロがやるのと我々がやるのとでは全く出来が違う。
やはりプロをお願いした方が良い。編集も含めて印刷をお願いする方が良い。

議 長 例えば出版社を退職したような人を週1、2回雇用する、そういう費用はあるの
か。印刷会社の編集能力はあまり評価できない。

加藤所長 お願いするとしたら、(印刷会社ではなく) 出版社になろうかと思う。

議 長 こういうこと(編集作業)は、専門的な人をひとり置いてある程度指示を出し
て調整してもらいたい。それぞれの執筆者に完全原稿を出してもらうことは無
理だ。編集ソフトのインデザインなどを使える人だと大丈夫だろうが、専門員
でそういう編集担当の専門員をお願いするのが一番いいように思う。あるいは
(編集の)業務委託。
この辺のことは問題点として市に挙げた方が良さそう。

百原委員 編集を依頼する場合、入札で決めるのか。(全巻の)統一をとるなら、専門の編
集者が全巻を通して面倒を見る体制がないとかなりバラバラの変なものができ
てしまう。かなり安い業者に落ちてしまう可能性がある。

山路学芸員 『図説市川の歴史』の時はプロポーザルをした。こういう装丁で本を作るとい
うことで何社かプロポーザルさせて、一番良い業者と契約する。

議 長 それができるのなら、その方が良い。値段だけだと確かに問題が大きい。
原稿がどういう形で出るかによって異なるが、専門員で、編集のできる方がお
られれば良い。(編集体制については市に)検討してもらおうということが良いか。

複数委員 (異議なし)

議 長 それでは8番の著作権の問題に入る。

百原委員 (3)について、よろしいか。
「筆者の名前を表示しないことを許諾する」というのはかなり危ない。どうい
うことかというのと、引用の無いウィキペディアを市川市がやるということだ。
著者がいるにもかかわらず、それを勝手に改変し、それをそのまま市川市のホ

ームページに載せたりする。市川市の所有物だからといえば良いのかもしれないが、それを利用する側にとっては、ただ「市川市」と書いてあるだけで元の出典は引用が無いと、利用のしようがない。市川市の情報に対する信用性や知的財産に対する考え方が問われるのではないかと。確かな原典を利用していると必ず明示すべきで、これは著作権法でも書かれている。著者を明記し、市史の何巻で何年発行のものか、ということを書くべきだ。copyright 市川市という情報も必要だと思う。

議長 8の(3)はどのような事例を想定しているのか。

山路学芸員 広報誌などに一部転用する時などを想定しているのだろう。普通、広報誌には執筆者名までは書かない。その程度のレベルだと思う。

百原委員 その程度でも問題だ。市川市史から転載と書かないと。

山路学芸員 市川市史引用とは入れるが、執筆者名まで入れる広報誌は無いと思う。

百原委員 学会と広報誌の違いかもしれない。

山路学芸員 ここ(執筆要項)に書いてあるのは、少なくとも市史本編には当然名前が載る。(広報誌に載せるという)その程度としてはいけないのだろうが、想定しているのはそういうことだろう。

百原委員 どこから取ったかと聞かれたときに、提示できるようにしておく必要がある。

加藤所長 著作物を公表する際に名前を表示するかしないかを決定できる権利ということになる。今、学芸員から話があったが、市川市が利用するとすれば、広報、あるいは簡単な歴史関係の案内パンフレットなどに使う形になると思う。そこに、あえて執筆者名を記載しないで使わせていただきたいということだ。極端な例だが、ホテルのロビーでBGMを流す時にその曲名をいちいちアナウンスしないのと同じだろうと。そういうことを、考えている。

百原委員 しかし、(市史に記載する情報は)かなり重要な文化的な情報だ。かなり正確さが求められるのであり、音楽ではなく学会誌に近い情報だ。そういう情報は出典がないと、使う側の市民としては、深く調べようとする時にどう調べたらいいのかわからない。

加藤所長 出典、市川市史第何巻という形では駄目だということか。

百原委員 少なくともそれは必要な情報だ。ただ、市川市史の中の植生、植物の写真などをそのまま掲載して、どこの物かわからない物を市川市が使っているという状態を見ると、市川市の情報に対する扱いの貧弱さが露呈してしまうのではないか。原典をはっきり表示するという態度を示さないと、著作権の問題は今まであまり他の自治体の市史で取り上げられなかったが、ここできちんと明記しておかないと、本来の著作、知的財産というものがかなり乱暴な形で使われかねない。

議 長 (3)のところは、執筆者名がいるかどうかは別にして、公表するときには出典を明白にすることで良いのではないか。市川市史から取ったことがはっきりしていれば、必ずしも執筆者名を書かなくても良いということが良いか。

金子学芸員 例えば、市役所のホームページで、じゅんさい池は昔じゅん菜が取れたなど成り立ちを紹介しているが、出典の記載はない。どこに書いてあり誰が言ったことかは分からないが、それが市役所の名前のもとで、じゅんさい池公園の生い立ちとして書いてある。そうすると、無限にそこから複製され流通していくのが現実で、百原先生の仰っていることはその通りのように思う。しかし、ひとつひとつ出典が載るかという、それはサイトを作る側にそこまでの制限を、この市役所と言う大きな組織の中でかけることができるか。現実的には難しいだろう。

議 長 市川市史第二巻より、ということも書けないのか。

金子学芸員 徹底できれば良いが、これだけ数多の部署がある中では難しい。

百原委員 ここで徹底しておかないと、どんどん乱用されてしまう。

金子学芸員 じゅんさい池の生い立ちということがホームページに書いてあれば、とても便利に使っているのは事実だ。そういう形で、どんどん使われてしまうとは思う。

百原委員 去年の卒業生でホームページを引用したいという学生がいたが、ホームページに載っているだけで、それ以上、真偽を確かめようが無い。ということは、それは使えない。使えない情報を流す責任はかなり大きいのではないか。行政の責任としてきちんと明記しないとイケない。名前の記載があるということは、それだけ責任を持っているということで、記事に信憑性を持たせるのに重要だ。

(歴史系と自然系の学界では、著作権に関する考え方やルールに対する向き合い

方が異なっており、自然系の方がより厳格に対処されているのではないかと、という点が議論される)

杉原委員 例えば広報誌など、一般の学術雑誌でない場合は、最後に、「市川市史に拠る」という表記でいいと思う。しかし、学会誌の場合は執筆した人の個人名を書かないと駄目だ。時々、引用する所に、例えば、市川市に拠るとか、何々研究室に拠ると書いてある論文があるが、これはおかしい。機関は論文を書かない。書くのは人間だ。その辺、学術雑誌とそうではないものと、分けて考えても良い気がするが、どうか。

大矢専門員 何かに使うときには「参考文献市川市史第何巻」と一行入れていただけると告知にもなる。そこから辿っていけば、著作者に辿りつくこともできる。やはり、先生方が仰ったように、何らかの形できちんと参考文献の一行だけは明記していただくことを、今後、庁内各部署で努力していただければ良いのではないかと。

議長 (3)のところは、もう少し文章を練る必要がある。広報にするかあるいは学会誌にするか(使い方)によって異なるが、(市川市が使う場合でも)最低出典は明白にするということによろしいか。後は、執筆者の名前が入っていても、他の人の意見が(その文章の中に)入っている時にどうするかという問題もある。調査編集委員の方が、これでは困るとして直される場合もあるだろうから、その時にどうするか。

百原委員 (執筆者は市川市が市川市史または市川市史を利用して完成させたものを)公表することを妨げてはならないと書いてあるが、これは、問題があった時に編集する人が(執筆者に)クレームをつけて出さないようにすることも有り得るということか。この辺の考え方を聞きたい。

議長 (この執筆要項は)最悪の事態を想定して書いてあるから、全体的にとっても厳しい内容だ。

加藤所長 (1)の前段文の、あくまでも市川市も行使することを可能にするということで、ご理解いただきたい。相手方に全部制約するというのではなく市川市も行使することを可能にするということだ。

議長 歴史系にかなり多いと思うが、例えば抜刷を個人的に作るかどうか。最近では出版社の場合でも、一年は待ってほしいというのが標準的になりつつある。しかし、まだ(市川市史が)出ていないのに転用するというのは、これは明白におかしい。だから、今回抜刷を作るかどうか問題になってくる。

百原委員 抜刷は出版者から買うという考え方になりつつある。

議 長 あるいは、将来、電子媒体で出される想定もあるだろう。

加藤所長 想定している。

議 長 （電子媒体を作ることになっても）紙媒体は必要だと思う。最近は公的な役所あるいは、マイクロセンターその他で出すものは、早いものは（発刊と）同時に（インターネットで）公開している。学会でも一年後に公開するところが出てきている。その辺の問題（公表の時期や方法）も（考える必要がある）。

加藤所長 あらゆる媒体を通じて公表、送信する。そういった権利も市川市に帰属させておきたいということもある。

議 長 それはそうだろう。
個人的には、著作物の場合は改作されていれば良いと思う。著作権が完全に市川市にある場合には（市川市史に掲載したものと）全く同じ物を転載する時には問題になる。それ（自分が市川市史に書いたもの）を利用しながら二次的な作品にすることは構わないはずだ。

百原委員 元の宅地地図に手を加えて作成することは著作権法に抵触するだろう。
図表の改変を含む転載は抵触する。

議 長 止めた方がいい。

百原委員 それ（加工された図表）に対して、市川市が、著作権がこちら（市川市）にある場合は、（元図の）著作者の許諾を得ずに（加工が）正当かどうかを判断して許可を出す。そういうことになる。

議 長 地図などは了承を得ておいた方がいいだろう。日本史関係だと、一、二箇所変えて勝手に出すという風習がまだある。そういう場合、お金があまりかからないようであれば、一部改変するというので許可をとっておいた方がいい。取られたほうも、元の資料が認められることになる。

百原委員 転載許可を出すときの条件として、そういうことを明記して付けておく必要がある。必ず、市川市史の何巻から取ったということを、あるいはコピーライト市川市というのを必ず付けるということを書いておかないといけない。

転載許可を出すときの書類がどのようなものになるか。著作権を委譲する時に、こうした後の（刊行後に想定される）問題をどう扱うかがわからない。

議長 最低でも出典はきっちり書いておいた方がよい。
ほかに、いかがか。

金子学芸員 質問をさせていただきたい。写真の扱い、権利はどのようなになるか。
例えば、昭和の時代に撮ったもう撮り直しのきかない写真を市史に掲載した場合、今後その撮影者は、その写真を使うにあたって市川市に転載許可を取らなければいけない。そういう理解でよろしいか。

百原委員 その写真そのものを使う場合はそういうことになる。違ったアングルで撮った写真であれば（許可を取らなくても良い）のではないか。

金子学芸員 データ的な写真であれば違ったアングルでかまわないのかも知れないが、例えば、ただのカラスの写真であればそこに特定の意匠はないと思うが、カラスが何かをしている決定的場面みたいな写真であれば、アングルが変わっていても写っているものが表現している独自性が共通であれば、それは複製品であり、別の著作物にはならないのではないか。モータードライブで10コマ撮っても、同じ行動をしている写真は同一の著作物になる。

百原委員 その辺の表現は、例えば、図を少し変えて、自分の考える独自の図を描いた時に元の図と違っていけばトレースではない、抵触しないのではないか。その辺は専門家に聞かないと分からないが、抵触しないと思う。今まで、写真を著作権譲渡したときは、その写真そのものは使わないで、例えば、そのトリミングを別にして使ったりしている。

金子学芸員 データは著作物にならない。人口の動態、市川市の人口が何人かというデータは著作物にはならないから、全ての人が自由に使えると思うが、そのデータをもとに、執筆者が独自の考えを入れたら、それは明らかな著作物になる。だから、土器の写真、ただ土器が写っている写真であれば、それはたぶん特別な意匠的なものが発生しないので特別な著作物ではない、同じ人が違ったコマのものを使えばそれでいいのかもしれないが、ある動物があることをしているということになると、違うのではないか。

山路学芸員 考古博物館で市川市が撮影料を払って写真家に写真を撮ってもらったときに、写真家は著作権は保持するが（市が）公表することは妨げないという一文を書いてもらった。公表するときは著作権者に連絡するが、不当な理由がないかぎ

りすべて許可するという文書をとって、写真を使うようにした。

金子学芸員 撮影者が著作権を持っているのか。

山路学芸員 持っている。ただし、「あなたが撮った写真を（市川市が）載せるならば、それは了承してもらおう。」という一文を入れることにすれば、問題ないのではないか。その縄文土器の写真は有名な人に撮ってもらったが、そのようにやっている。

金子学芸員 市川市が利用する時に、カメラマンに常に許可を取る。

山路学芸員 そういうことだ。

金子学芸員 それを市史に当てはめれば、市史に使った写真を、市史本編以外で市川市が利用する場合は、その撮影者に毎回許可を取る。

山路学芸員 但し、不当な理由がない限りは妨げないということにしておけばいいのではないか。

金子学芸員 若干、この執筆要項とはニュアンスが変わってくる。

百原委員 観点が違う。著作権の譲渡というのは、その著作をこちらで（譲渡された者が）、例えば転載許可（の申請）が出たときに、著作者に了承を得ずにそれを使用する権利（転載を許可する権利）を持つというのが著作権の譲渡だ。それだったら（著作者に許諾を得るのであれば）著作権の譲渡にはならない。

山路学芸員 そうだ。それは著作権の譲渡ではない。

百原委員 なぜ著作権を譲渡しないといけないかというと、写真を撮った人に著作権がある場合、その写真を撮った人が拒否したら（その写真は）使えない。市川市の税金を使って撮ってもらうことになる、市川市の公的な出版物に載っているにも関わらず市民が利用できないという問題が起きる。また、撮った人に著作権があると、市に（市民から）転載許可の申請が来た時に、写真を撮った人の連絡先を教えいとけない。（市民から）転載申請ができないから。その場合、実際は個人情報保護されているから連絡できない可能性がある。その場合は利用しようがない。そういう問題も出てくる。

山路学芸員 その場合は、著作権を持っている人間は権利を行使するわけですから、市から（申請者に撮影者の情報を）伝達することになるかも知れない。全て譲渡が一

番分りやすいが、さっき金子君が言ったように、その1点しか写真がないがそれをどうしても使いたい場合など、ケースバイケースで考えざるを得ないだろう。基本的な譲渡が前提としても、それは考えておかなければならない問題だろう。

杉原委員 市が費用を払って写真を撮ってもらった場合も著作権は撮影者に帰属するのか。

山路学芸員 本来は市に帰属するが、非常に廉価で撮ってもらったこともあり、著作権は（撮影者に帰属することを）認めることになった。

加藤所長 ただ、著作者人格権は（著作者に）一身専属のものであるため、ある程度の許諾関係は出てくると思う。市の広報課なども、昔の古い写真などを寄贈してもらった場合に、それぞれ条件を提示して、「市川市が使う分には使って良い」「使う場合には名前を載せてもらいたい」など、それぞれの写真を撮った方に、条件をつけてもらった上で寄贈してもらった形にしている。

金子学芸員 決定的な写真を持っている方に執筆を依頼する場合、その決定的な写真を市川市史にも提供するが自分も他の本を書く時に使いたい、自分のホームページにも載せたい、講演会の時にも上映したい、そういうニーズを強く持っていらっしやると思う。その決定的な一枚を著作権とともに市川市史に譲渡してもらった形になると、その方が講演でその写真を上映する時にいちいち市川市に許可を取らないと使えない。質の良い写真を市史に提供してもらうことにハードルがとて高くなる。特に、動物関係の写真などは何コマも撮れる訳ではないので、依頼をする段になり実務的に難しくなるのではないかと、という心配をしている。

加藤所長 抽象的ではあるが、財産権が市川市にあれば良い。なるべく著作者人格権までは制限したくないが、ある程度お願いせざるを得ないところも出てくるだろう。

議長 特別な写真の場合など一律にはできない部分を整理する必要がある。自然分野は写真が多いから必ず出てくるだろう。文系の場合は決定的な写真というのはそれ程ないと思う。

朽木委員 民俗は、お祭りの写真などは当然その瞬間の写真というものが有り得る。

議長 細かいことだが、例外事項ではなく特殊な事例をまとめていかないと難しい。専門員の方に整理していただきたい。

米屋委員 某出版社から DVD 付きの語り部シリーズを出している。ある人が語り周辺に

子どもたちの顔が写っているのがある。それは、全員子どもたちの保護者に許可を取った。お祭りでも神輿を担いでいたり、山車を引っ張っていても、その人物が誰かを特定できる場合は全て、そこに写っている人の肖像権があり、(許可を取ることが) 必要だ。

加藤所長 例えば、市が親子行事みたいな所に取材に行き写真を撮らせてもらう。お子さんの顔も当然映るが、「広報」と表示をして写真を撮っている。「撮りますが、嫌だったら言ってください。撮った写真は広報紙などで使います」ということで、腕章をして撮影する。そういう写真の撮り方をしている。

議 長 やはり特定の人が写りこんでいる場合は気をつけないといけない。他にご意見はあるか。

(意見なし)

議 長 著作権については、今日は決められないため、細かい話をもう一度専門員の方々を中心にまとめていただき、次回もう一度議論する。自然系が最初(に刊行)で、写真が多いとなると、やはりきっちりしておく必要がある。

(執筆要項については)後は、なるべく辞書を引かなくても読めるようにする。最近、考古学などでは後ろに小事典みたいなものを付ける場合があるし、あるいは辞書を引かなくてもわかるように本文を書くという面も出てきている。

山崎委員 ルビや難しい言葉には後ろに(解説を)つけるなど。

議 長 ある程度は(全巻で)統一した方がいい。ルビは、固有名詞はやはり基本的に付けたほうが良い。ただ、どうしてもつけられないもの、歴史で言うと、平安時代の女性の名前などはなかなか難しいが。

加藤所長 特に第6巻自然編の執筆細則については、次回(執筆要項と)あわせて案を提示しご検討いただく形でよろしいか。

議 長 (第6巻は)多数の方が書かれると聞いているが、せめて節くらいにまとめて、どなたか中心になる方に文体くらいは統一してもらいたい。

富士専門員 自然編の方では、植物と動物では異なるため、それぞれの分野で、調査編集委員の方に見本のようなものを書いてもらうことを考えている。その後、(その見本を)検討したものをもとに、こういう感じで書いてほしいという形で依頼したいと思っている。色々な方に書いていただくので、(業者への)原稿提出前に

各章の担当者が全部目を通すという段取りを考えている。

議長 今日では途中までになったが、著作権に関することについては具体的に例示をしていただき、次回の編さん委員会で再度議論することとする。
それでは、「議題2. その他の継続審議事項について」。

加藤所長 継続審議事項だが、答申の中でも引き続き検討が必要な事項として、通史編を作るかどうか。作る場合はその内容について。年表をどうするか。電子媒体の活用方法。この三点が継続審議事項になっている。特に、通史編と年表については、前回委員会において、今年度中に方向性を示したいとなっているため、できれば次回までに方向性を示していただきたい。
また、ご指摘の中で出てきた執筆細則について、第6巻の細則については次回委員会の際にご提示をして、ご検討いただこうと思っている。
よろしく願いいたします。

(以下、各分野から調査活動の進捗状況が報告され、意見交換が行われた)

議長 では、次回は3月ということにする。それまで難題が残っているが、3月に方向性を示したい。これにて散会する。
本日はありがとうございました。